

秦野都市計画地区計画の決定（秦野市決定）

都市計画落合延沢地区地区計画を次のように決定する。

名 称	落合延沢地区地区計画	
位 置	秦野市落合字前延沢、字背戸及び字法恩	
面 積	約 1.1 h a	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の 目標	本地区は、小田急小田原線秦野駅の北約2kmに位置し、河川整備などの基盤整備が進められ、新たに開発行為により宅地の整備が見込まれている地区である。このため、本地区計画を策定することにより、無秩序な住宅地の形成を抑制するとともに、周辺の住環境と調和した低層住宅地を形成することを目標とする。
	土地利用の 方針	周辺の住宅地と調和したまちづくりのため、良好な居住環境の低層住宅地として土地利用を誘導する。
	地区施設の 整備の方針	地区内交通に役立つ道路及び地区内の居住者等の生活環境の維持、向上が図られることとなる公共空地を地区施設とし、その適正な位置及び規模を確保するとともに、整備を誘導する。
	建築物等の 整備の方針	低層住宅地としての良好な環境を守り、周辺地域との調和を図るため、建築物等の用途、敷地面積の最低規模その他について必要な基準を設ける。
	緑化の方針	みどり豊かなまちなみを形成するため、生け垣等の植栽により敷地内緑化に努める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道 路	幅員 6 m 延長 約 260 m 幅員 4.5 m 延長 約 240 m	
			公共空地	2か所 面積 約 1,100 m ²	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれに附属するものは、建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅（8戸以下のものを除く。） 2 兼用住宅（非住宅部分の用途が事務所、日用品の販売を主たる目的とする店舗、学習塾及び華道教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物を除く。） 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（延べ面積が200 m ² 以下のものは除く。） 5 公衆浴場		
		建築物の敷地面積の最低限度	120 m ²		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、0.8 m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下のもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以下のもの 3 車庫で軒の高さが2.5 m以下のもの		
		建築物等の高さの最高限度	9 m		
		建築物等の形態又は意匠の制限	ふるさと秦野生活美観計画（平成18年4月）に適合したものとする。 屋外広告物については、刺激的な色彩は避け、形態、取り付け位置等は、まちなみ景観に配慮したものとする。また、表示面積の合計は、2 m ² 以下とする。ただし、公益上必要なときは、この限りでない。		
		かき又はさくの構造の制限	生け垣又は高さ1.2メートル以下の網状その他これに類する形状のものとする。ただし、門柱、門扉、公共のごみ集積所等の部分については、この限りでない。		

「区域、地区整備計画区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」